

○山梨県スポーツ推進計画の改定について

① 推進計画の位置付け

- ・ 本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づく地方スポーツ推進計画として、国の第2期スポーツ基本計画を参酌するとともに、山梨県教育振興基本計画と連携し、令和元年6月に策定したものの。
- ・ 計画期間は、令和元年度～令和5年度(5年間)

② 推進計画策定時からの状況変化

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大によるスポーツへの参画機会の減少
- ・ オリンピック・パラリンピックの終了

③ 状況変化を受けた推進計画改定の方向性

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響による、スポーツへの参画機会の減少などを受け、県民誰もがスポーツに親しみ、活力ある地域社会を実現していくために、現行の推進計画の、「一人一スポーツの推進」の取組内容を充実させる。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック大会開催による効果を反映させる。

④ 改定スケジュール予定

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ・ 令和3年7月中～下旬 | スポーツ推進審議会開催(計画改定素案を審議) |
| | ↓ |
| ・ 令和3年8月中～下旬 | スポーツ推進審議会開催(修正計画改定案を審議) |
| | ↓ |
| ・ 令和3年9月 | 県民意見提出制度(パブリックコメント)実施 |
| | ↓ |
| ・ 令和3年10月末 | 公表 |